



鳥取県公報

平成18年 9月26日(火)
号外第135号

毎週火・金曜日発行

目 次

病院局管理規程	鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の施行に関する規程の一部を改正する規程 (8)(総務課)	1
---------	---	---

病 院 局 管 理 規 程

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の施行に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成18年 9月26日

鳥取県営病院事業管理者 坂 出 徹

鳥取県病院局管理規程第8号

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の施行に関する規程の一部を改正する規程

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の施行に関する規程(平成7年鳥取県病院局管理規程第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この企業管理規程は、鳥取県営病院事業の設置等に関する条例(昭和39年鳥取県条例第12号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(療養の給付等及びその使用料の額)</p> <p>第2条 条例第5条第2項ただし書の療養の給付等企業管理規程で定めるものは、次の表の左欄に掲げ</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この企業管理規程は、鳥取県営病院事業の設置等に関する条例(昭和39年3月鳥取県条例第12号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(療養の給付等及びその使用料の額)</p> <p>第2条 条例第5条第2項ただし書の療養の給付等企業管理規程で定めるものは、次の表の左欄に掲げ</p>

る療養の給付等とし、当該療養の給付等に係る同項ただし書の企業管理規程で定める額は、同表の右欄に定める額とする。

療養の給付等	金 額
1 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第13条第1項の療養の給付又は同法第22条第1項の療養給付	11円50銭に診療報酬の告示の医科診療報酬点数表又は歯科診療報酬点数表による点数を乗じて算定した額及び <u>食事療養費等の告示</u> に基づき同告示に定める <u>食事療養及び生活療養の費用額算定表</u> により算定した額に別に管理者が定める率を乗じて得た額
2 老人保健法（昭和57年法律第80号）第12条第5号の医療（医療費の支給を除く。）及び同条第5号の2の食事療養（医療費の支給を除く。）の給付	診療報酬の告示に基づき同告示に定める医科診療報酬点数表又は歯科診療報酬点数表により算定した額及び <u>食事療養費等の告示</u> により算定した額
3 自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）の規定による損害賠償の対象となる療養の給付等（健康保険法（大正11年法律第70号）その他の法律の規定による療養の給付等を受ける場合を除く。）	15円に診療報酬の告示の医科診療報酬点数表又は歯科診療報酬点数表による点数を乗じて算定した額及び <u>食事療養費等の告示</u> に基づき同告示に定める <u>食事療養及び生活療養の費用額算定表</u> により算定した額に別に管理者が定める率を乗じて得た額

備考

- 略
- この表において「食事療養費等の告示」とは、平成18年厚生労働省告示第99号（入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準）をいう。

る療養の給付等とし、当該療養の給付等に係る同項ただし書の企業管理規程で定める額は、同表の右欄に定める額とする。

療養の給付等	金 額
1 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第13条第1項の療養の給付又は同法第22条第1項の療養給付	11円50銭に診療報酬の告示の医科診療報酬点数表又は歯科診療報酬点数表による点数を乗じて算定した額及び <u>食事療養費の告示</u> に基づき同告示に定める <u>食事療養の費用額算定表</u> により算定した額に別に管理者が定める率を乗じて得た額
2 老人保健法（昭和57年法律第80号）第12条第5号の医療（医療費の支給を除く。）及び同条第5号の2の食事療養（医療費の支給を除く。）の給付	診療報酬の告示に基づき同告示に定める医科診療報酬点数表又は歯科診療報酬点数表により算定した額及び <u>食事療養費の告示</u> により算定した額
3 自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）の規定による損害賠償の対象となる療養の給付等（健康保険法（大正11年法律第70号）その他の法律の規定による療養の給付等を受ける場合を除く。）	15円に診療報酬の告示の医科診療報酬点数表又は歯科診療報酬点数表による点数を乗じて算定した額及び <u>食事療養費の告示</u> に基づき同告示に定める <u>食事療養費の費用額算定表</u> により算定した額に別に管理者が定める率を乗じて得た額

備考

- 略
- この表において「食事療養費の告示」とは、平成18年厚生労働省告示第99号（入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準）をいう。

附 則

この規程は、平成18年10月1日から施行する。